

面ノ木風力発電所風車本体撤去業務実施要綱

豊田市

面ノ木風力発電所風車本体撤去業務実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、豊田市（以下「市」という。）が行う面ノ木風力発電所の撤去において、風車本体を撤去する事業者を決定するにあたり、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律170号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月25日条例第7号）及び関係する法令、規則に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 風車本体 面ノ木風力発電所に設置された、ENERCON社製の風車（定格出力600kW）3基及び変電設備のうちコンクリート製基礎部分より上部をいう。
- (2) 事業者 面ノ木風力発電所の風車本体を解体、運搬、処分する事業者をいう。
- (3) 委託契約 市と事業者による、面ノ木風力発電所の風車本体の撤去を目的とした契約をいう。

(事業の概要)

第3条 市は、入札価格によって落札者を決定する事後審査型一般競争入札（価格競争）により事業者を決定する。

- 2 事業者は、委託契約に基づき、市が指定した作業用地にて風車本体の撤去作業を行う。（実施内容については、別紙「面ノ木風力発電所風車本体撤去業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。）
- 3 市は、撤去作業の完了後、完了検査を行う。

(事業者の資格要件等)

第4条 事業者は、市が定めた期間内に面ノ木風力発電所の風車本体を撤去することができる企画力及び技術力を有する者とし、資格要件等は公告に定める。

(参加の手続)

第5条 入札参加者は、期限内に入札参加申請書を提出しなければならない。

- 2 提出期間、本案件のスケジュール等は、公告に記載する。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した後に落札者とする。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし入札参加資格を確認する。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌々日までに行う。

- 2 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- 3 市は、落札者を決定した後、その結果を公表するとともに入札参加者に通知する。

(委託契約の締結)

第7条 市と事業者は、落札者を決定した後、委託契約を締結する。委託契約の締結にあたり、事業者は委託業務届出書、その他市長が必要と認める資料を提出する。事業者は、委託契約に従って面ノ木風力発電所の風車本体を撤去する。

- 2 前項の委託契約において、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 風車本体の概要、期間その他事業に関する事項
- (2) 委託契約に関する事項
- (3) 市及び事業者の役割分担に関する事項
- (4) その他事業実施のために定めるべき事項

(設計の確認)

第8条 市と委託を締結した事業者は、委託契約に基づき面ノ木風力発電所の風車本体の撤去作業の作業計画設計を行い、建築物除却届（建築基準法第15条1項）の提出日の2週間前までに、事業計画書、その他市長が必要と認める資料等を作成し、市の確認（以下「設計確認」という。）を受けなければならない。

- 2 事業者は、本事業に必要な諸手続を遅滞なく実施しなければならない。

(事業内容の調整)

第9条 市は、本事業に関する必要な調整を行うため、事業者に次の各号に定める資料の提出を求めることができる。

- (1) 調査・設計、作業及び作業監理の内容に関するもの
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

- 2 市は、事業者に対し必要に応じて本事業の進捗状況等の報告を求めることができるものとし、事業者は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(責任分担)

第10条 本事業の実施における市と事業者のリスク分担に関する考え方は、次に掲げるところを基本とする。

- (1) 事業者が責任を持つ範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 調査・設計、施工及び作業監理
 - イ 作業中に生じた作業に起因する第三者への損害
- (2) 市が責任を持つ範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 市が実施仕様書で示した条件等
 - イ 市の指示、要請等に起因するもの
 - ウ 条例又は規則の制定、改正等による新たな負担

(委託契約の変更)

第11条 市及び事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議により委託契約の変更を行うことができる。

(1) 事業者の責めによらない理由で、市が特に認めるとき。

(2) 急激な物価変動があるとき。

(完了報告)

第12条 事業者は、面ノ木風力発電所の風車本体の撤去が完了したときは、建築委託契約に定める書類を市に提出し、完了報告をしなければならない。

(完了検査)

第13条 市は、前条の書類の提出があった場合は、速やかに完了検査を行わなければならない。

(改善の指示)

第14条 市は、仕様書に示す条件及び要求水準に適合しない場合、事業者に対し相当の期限を定めてその改善のための措置を講じるよう求めるものとする。

(代金支払)

第15条 事業者は、完了検査後に代金の請求を行うこととし、市は事業者に代金を支払うものとする。

(契約の解除)

第16条 市は、事業者が委託契約の解除要件に該当することとなった場合は、解除することができる。

2 事業者から委託契約の解除の申出があった場合は、市及び事業者の責任に応じて必要な修復を講ずることとし、修復することが困難である場合は、委託契約を解除する。

3 前2項の解除により生じた損害の負担は、委託契約等に定めるものとする。

(紛争処理等)

第17条 基本協定等の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は、誠意をもって協議を行う。

2 この事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(著作権等)

第18条 事業者が作成し、市へ提出した本事業に係る書類の著作権は、市に帰属する。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出された書類を公開することがある。

(法改正への措置)

第19条 関係法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、事業者はそれに従い本事業を実施することとする。

(地位の承継)

第20条 事業者の地位の承継は、委託契約等に定める。

(スケジュール)

第21条 本事業のスケジュールは、下記のとおりとする。ただし、各工程が早期に完了する場合は、この限りではない。また、スケジュールについては、市と事業者が協議し決定する。

実施内容	時 期
開札	令和8年2月上旬
落札者の決定	令和8年2月上旬
委託契約の締結	令和8年2月中旬
設計確認	令和8年4月上旬（予定）
撤去作業	令和8年4月下旬～令和8年7月中旬
完了検査	令和8年7月下旬（予定）

(その他)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。